

第三九回
参第七号

百貨店法の一部を改正する法律（案）

百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条中「(物品加工修理業を含む。)」を「(物品加工修理業、飲食店営業及び喫茶店営業を含む。以下同じ。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の同一の店舗の床面積については、物品販売業を営む者がその者の店舗の存する建物の一部を物品販売業を営む他の者に貸し付ける場合（当該物品販売業を営む者がその相当部分をその店舗に使用している場合に限る。）においては、当該貸し付ける建物の一部の床面積を当該建物の一部を貸し付ける物品販売業を営む者の店舗の床面積とみなして合算するものとする。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、百貨店業の店舗が鉄道又は軌道の用地内に存することとなる場合においては、第三条の許可をしてはならない。

第六条の次に次の二項を加える。

（小売業者に対する支配の制限）

第六条の二 百貨店業者は、百貨店業者以外の小売業者に対し資本的又は人的関係において支配力を及ぼしてはならない。百貨店業者と直接的たると間接的たるとを問わず資本的又は人的に連携している者（以下「百貨店業者の連携者」という。）も、また同様とする。

2 前項の資本的又は人的関係において支配力を及ぼす行為及び百貨店業者の連携者の範囲は、公正取引委員会がこれを指定する。

（排除措置）

第六条の三 前条第一項又は第七条の三第二項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、当該百貨店業者又は百貨店業者の連携者に対し、当該行為の差止め、株式の全部又は一部の処分、会社の役員の辞任その他当該違反行為を排除するために必要を措置を命ずることができる。

（私的独占禁止法の準用）

第六条の四 前条の場合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第四十五条から第六十四条まで、第六十六条第二項、第六十七条第一項、同条第三項、第六十八条から第七十条まで、第七十五条から第八十三条まで、第八十五条から第八十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十二条の二、第九十四条から第九十五条まで及び第九十六条から第九十八条までの規定を準用する。

第七条の次に次の二項を加える。

(特定の営業方法の許可)

第七条の二 百貨店業者は、次の営業方法を採用しようとするときは、その内容及び実施期間につき、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容又は実施期間を変更しようとするときも、また同様とする。

- 一 割賦販売
 - 二 積立金組織による予約販売
 - 三 特定顧客に対する限定展示即売
 - 四 製造業者の即売のための売場提供
 - 五 他人の委託を受けて行なう販売
 - 六 自己の店舗以外の場所で行なう販売
- 2 百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に関し、当該許可を受けた内容又は実施期間（第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された内容又は実施期間）に該当しない行為をしてはならない。
- 3 第五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の許可に準用する。
- 4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

(仕入先との取引の規制)

第七条の三 百貨店業者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について的一般的基準を定めた書面を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた一般的基準を変更しようとするときも、また同様とする。

- 一 商品の宣伝費の一部を当該仕入先に負担させる場合におけるその割合及び方法
 - 二 仕入商品の返品条件
 - 三 仕入後における仕入価格の値引条件
 - 四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合の条件
- 2 百貨店業者は、製造業者又は卸売業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該製造業者又は卸売業者を拘束する取引制限をしてはならない。
- 3 百貨店業者は、自己の販売業務のために、仕入先にその従業員等を派遣させて使用し、又は自己が直接雇用する従業員等の手取料を仕入先に負担させてはならない。ただし、仕入先の納入に係る商品について、通常百貨店業者の従業員のもつていない販売に関する特殊な技術又は能力を有する従業員等を派遣させてその商品の販売業務に従事させることが、当該仕入先の直接の利益となる場合は、この限りでない。
- 4 第五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の承認に準用する。
- 第十条に次の二項を加える。
- 2 通商産業大臣は、第七条の二第一項の許可又は第七条の三第一項の承認をした後において当該許可をした営業方法又は当該承認をした一般的基準が中小商業の事業活動に対

し著しく悪影響を及ぼすに至り又は当該仕入先に対し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法若しくは一般的基準を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による許可の取消し又は変更命令をしようとするときは、百貨店審議会の意見を聞かなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

2 審議会は、百貨店業の事業活動の調整に関する事項につき、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

第十三条第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、中小企業者（法人であるときは、その代表者）のうちから二人を通商産業大臣が任命する。

第四章中第十七条の前に次の二条を加える。

（店舗に関する制限）

第十六条の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団は、その所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

（公正取引委員会との関係）

第十六条の三 通商産業大臣は、第七条の二第一項の許可若しくは第七条の三第一項の承認又は第十条第二項の変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消しをしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は承認を受けた一般的基準（第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された営業方法又は一般的基準）に基づいて行なう行為について、私的独占禁止法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十七条を次のように改める。

（報告及び検査）

第十七条 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の

請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十八条第一項及び第二十条第二号中「第十条」の下に「第一項」を加える。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の許可を受けないで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者
- 二 第七条の二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第十条第二項の規定による変更命令に違反した者

第二十三条中「又は虚偽の報告をした者」を「若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条 第七条の三第一項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日以内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条の二を加える規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に物品販売業を営む者であつてこの法律による改正後の百貨店法（以下「新法」という。）第二条の規定による百貨店業を営む者に該当することとなる者は、新法第三条の許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から三十日以内に、新法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に新法第四条第二項に規定する書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。
- 4 この法律施行の際現に百貨店業者である者のうち新法第二条の規定により店舗の床面積を増加することとなるものは、新法第六条の許可を受けたものとみなす。
- 5 この法律施行の際現に新法第七条の二第一項各号の営業方法を採用している百貨店業者は、同条同項の規定にかかわらず、この法律施行後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができる。
- 6 この法律施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団がその所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させている場合においては、その使用については、新法第十六条の二の規定は適用しない。
- 7 この法律施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、この法律施行後六月を限り在任する。
- 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四に次の二号を加える。

六 百貨店法第六条の二の規定による指定に関すること。

第三十五条の五に次の一号を加える。

五 百貨店法第六条の三の規定による排除措置に関すること。

理 由

百貨店業の経営形態が、ますます多様性を増し、中小企業に対して直接間接の影響が深まり、かつ拡大する事実にかんがみて、百貨店業の定義、営業方法、審議会、店舗の制限等の措置について新たな規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。